

請 願 書

熊本市長
幸山 政史 様

2010年9月2日

熊本市大江5丁目15番9号
熊本市国保をよくする会
代表 高林 秀明 (熊本学園大学社会福祉学部准教授)

請 願 事 項

熊本市の国民健康保険制度について、下記のとおり改善いただきますよう請願いたします。

記

- (1) 被保険者資格証明書及び短期被保険証の発行に関しては、国民皆保険制度を守る立場から改善を図り、全ての被保険者に保険証を速やかに交付すること（資格証明書の発行停止と無保険者の解消）。
- (2) 生活保護基準以下の低所得者世帯の負担が軽減するような保険料の改正、減免制度の拡充を行うこと。

請 願 の 理 由

1 熊本市国保をよくする会

本会は、熊本市の国民健康保険制度の改善を目的として、本年5月28日に設立しました。そして、制度改善に向けての請願署名活動、熊本市健康福祉局国民健康保険課との意見交換会などを精力的に行ってきました。

また、今月中旬には、熊本市における国民健康保険加入者の実態調査を行い、その報告書を作成する予定です。

2 国民健康保険加入者の経済状況

本会は、7月5日、26日の2回にわたり、熊本市健康福祉局国民健康保険課との意見交換会を行いました。

その際、本年6月中旬時点での保険証の未更新世帯が6000世帯もあるということを知りました。また、国民健康保険加入世帯のうち100万円未満の所得である世帯が全体の53%を占めており、所得ゼロの世帯が24%にも上るといったデータをいただきました。

未更新世帯は事実上の無保険状態にあります。本会においても貧困のため保険料を支払うことができず保険証がないため病院にも行くことができないという相談を受けています。

3 資格証明書の交付と多数の無保険世帯の存在

熊本市の国保の課題として、短期保険証の発行率が高いこと（政令市・中核市35自治体のうち3番目の高さ、熊本市調べ）、保険証の未更新世帯、すなわち無保険世帯が先月

(8月) 現在も 2800 世帯もあること(熊日、9月1日朝刊)、資格証明書の交付に際して厚労省が示した留意点を履行していないことがあげられます。

厚生労働省は、「資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと」としています。また、本年3月、長妻厚生労働大臣は資格証明書の発行について、「『悪質な滞納』だと証明するまで慎重に対処するよう自治体に求める。」との国会答弁を行いました。

これらを受けて広島市では、「特別の事情の有無」や「悪質な滞納」について調査することができないことを理由に全ての被保険者に対して保険証の交付を行っています。その際、保険証更新日前にすべての世帯に一般の保険証あるいは短期保険証を送付しています。その結果、無保険世帯はゼロであり、十分な収入があるにもかかわらず信念を持って保険料を納付しない1世帯だけに資格証を発行しているとのこと。

熊本市健康福祉局長も「現状では資格証明書や無保険世帯の健康状態は把握していないが、これからは慢性疾患のある人は何とかしなければならないと考えている。」と市民の健康を危惧されていました。厚労省が通知しているように、貧困や病気など「特別な事情」の有無の把握を適切に行い、また無保険状態をなくすことを基本方針とする事務運営に転換し、資格証明書の発行をなくし、無保険世帯をすみやかに解消してください。

4 生存権の保障

保険料を滞納している理由として、貧困と高過ぎる保険料の問題があります。

低所得層には「現在の減免制度を活用する」との考えを熊本市国保課から伺っていますが、実際は収入の少ない階層の収納率が低く、とくに「所得33万円未満」では66.1% (21年決算医療分・全世帯平均86.8%)と著しく落ち込んでいます。現在の減免制度は低所得層の生活実態に応じたものではなく、低所得層ほど国保料が高くて「払いたくても払えない」制度になっているといえます。

また、熊本市の国民健康保険加入世帯のうち、生活保護基準以下の収入しかない世帯がかなりの数で存在することは明らかです。貧困のために保険料が払えず事実上の無保険状態となり、適切な医療を受けることができないという事態は、憲法25条の生存権(健康で文化的な生活)が保障されている我が国ではあってはならないことです。

生活保護基準以下の収入しかない人から保険料を徴収することさえ人権侵害に該当すると思われませんが、このような低所得者の保険料が値上げされるという事態は絶対に回避しなければなりません。

熊本市におかれましては、全ての熊本市の国民健康保険加入者が、収入の有無や多寡にかかわらず安心して病院に行くことができ、健康で文化的な生活を営むことができるように尽力されますようお願いいたします。

添付資料

- 1 国民健康保険料の引き下げを求める請願書
- 2 所得段階別収納表(医療分) 熊本市健康福祉局国民健康保険課資料
- 3 厚生労働省 平成20年10月30日保国発第1030001号